

各 位



平成 29 年 5 月 17 日

会 社 名 ナビタス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 辻谷潤一  
(JASDAQ コード番号 6276)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 眞柄光孝  
電 話 番 号 (072)244-1231

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 38 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 機動的な資本政策および配当政策を実施できるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため、変更案第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第 38 条（剰余金の配当金）を変更案第 39 条（剰余金の配当の基準日）に変更し、それらの規程の一部と内容が重複する現行定款第 39 条（中間配当）を削除するものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 29 日（木曜日）

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(剰余金の配当金)</u></p> <p>第 38 条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払うものとする。</p> <p><u>(中 間 配 当)</u></p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における、最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭による剰余金の分配（以下中間配当という。）をなすことができる。</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3 前 2 項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p>